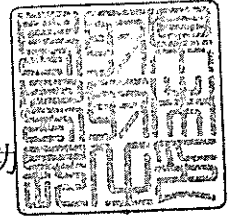


発水経第 250300 号
平成 25 年 10 月 30 日

鳥取市水道事業審議会
会長 松原雄平様

鳥取市長 竹内 功



水道料金の額について（諮問）

消費税及び地方消費税の税率の引上げが平成26年4月1日から施行されることに伴い、鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の水道料金の額を下記のとおり改正したいので、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 鳥取・国府地域、河原地域の水道料金については、基本料金と従量料金との合計額に乗ずる率「100分の105」を「100分の108」に改める。
- 2 青谷地域の水道料金については、基本料金と従量料金とメーター使用料との合計額に乗ずる率「100分の105」を「100分の108」に改める。
- 3 上記1及び2の料金改正の実施時期については、平成26年4月1日とし、同年6月の定例日以降に計量した使用水量によって算定した水道料金から適用する。